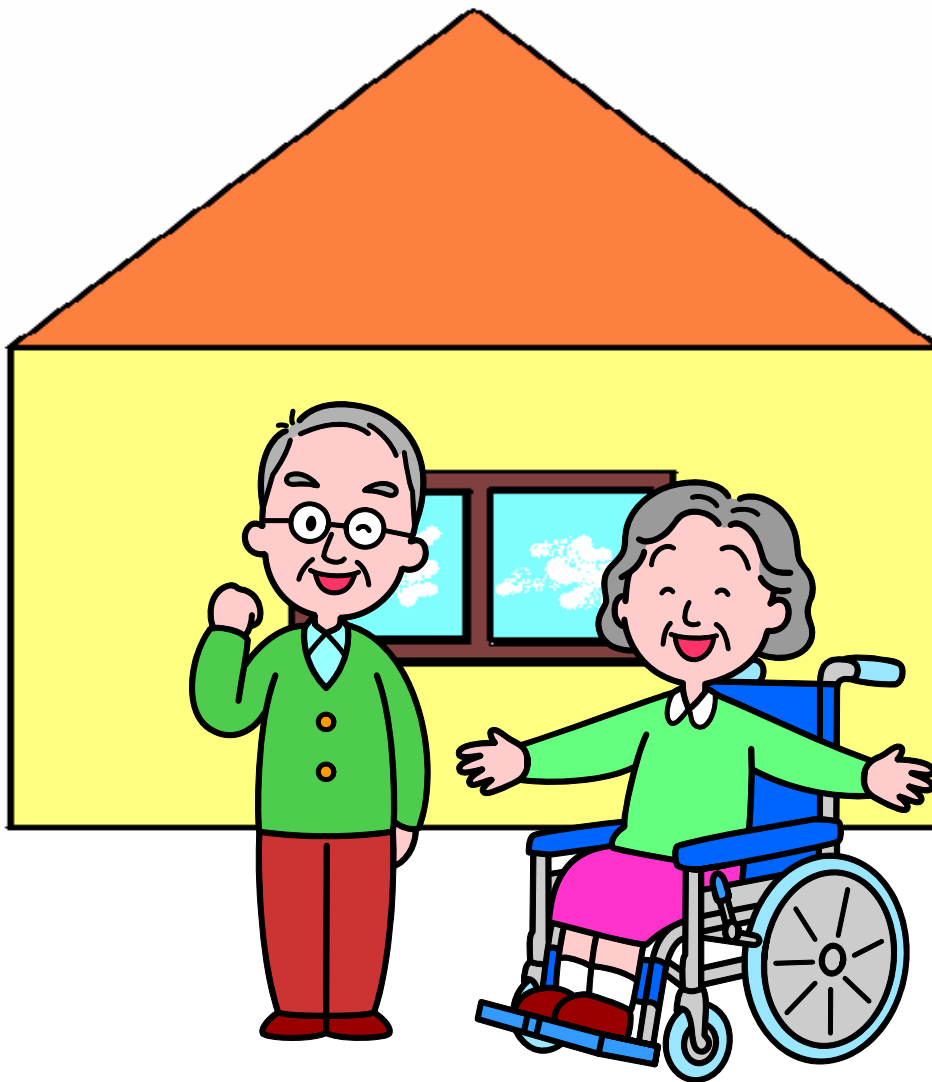


介護給付費の適正化シリーズ

なるほど

住宅改修



介護保険サービス よく知って 正しく使おう
< 住宅改修 編 >



福山市

介護保険の住宅改修とは・・・

介護が必要になったときに安心して自宅で暮らすことができるようサポートしていくことを目的として、住宅の改修にかかる費用を条件に応じて支給する制度があります。

住み慣れた自宅で安心して暮らすために、上手に利用しましょう。

誰でも申請すれば、対象になりますか？

いいえ、介護保険の住宅改修が利用できるのは、介護保険の認定で**要支援1・2**または**要介護1～5**と認定された方です。

ただし、入院している場合や施設に入所している場合は対象となりません。

家を新築したり増築するときでも、利用できますか？

介護保険で利用できるのは、**現在生活している住宅**だけです。

家の新築や増築で居室をつくる場合などは対象となりません。



いくらまで支給されますか？

一人あたり**20万円**までのうち、対象となる工事費の9割を支給します。残りの**1割は自己負担**です。

(いったん工事費の全額を施工業者へ払ってもらい、後から対象額の9割を支給します。)

※ 要介護度が3段階以上上がった場合は、これまでの支給額にかかわらず改めて20万円までの工事が支給対象となります。

(例1) 工事が18万円かかったら…

【支給額】16万2千円(18万円の9割)

【自己負担】1万8千円(18万円の1割)

※ かかった工事費が20万円に満たないので、残り2万円分は、また利用することができます。

(例2) 工事が20万円以上かかったら…

【支給額】18万円(20万円の9割)

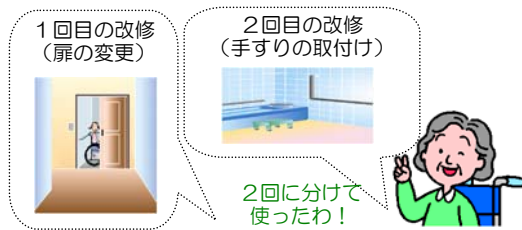
【自己負担】2万円(20万円の1割)と20万円を超えた額

一度にすべての改修工事をしなければ、支給の対象になりませんか？

合わせて20万円以内の工事であれば、工事を数回に分けて行っても、その都度、支給の対象になります。

ただし、正当な理由がない限り、同一箇所への同一工事は支給の対象になりません。

改修工事をする前に、利用する方の状態に応じた住宅改修となるよう、家族やケアマネジャー、施工業者の方などとよく相談しましょう。



工事が終わってからでも、申請できますか？

いいえ、**着工後や完了後に申請があったものは、支給の対象とはなりません。**

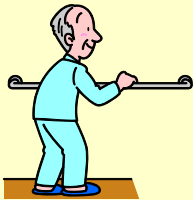
介護保険の住宅改修は、市に『事前届出書』を提出した後で着工し、完了後に、市に『支給申請書』を提出することになります。(詳しくは裏面の住宅改修手続きをご覧ください。)

介護保険の対象になる住宅改修は・・・

次の①～⑥が対象工事です。住宅改修とは、工事を伴うものをいい、据え置きだけのものは対象となりません。利用される方にとって、本当に必要で状態維持や悪化させないような対策となる工事かどうか、よく検討しましょう。

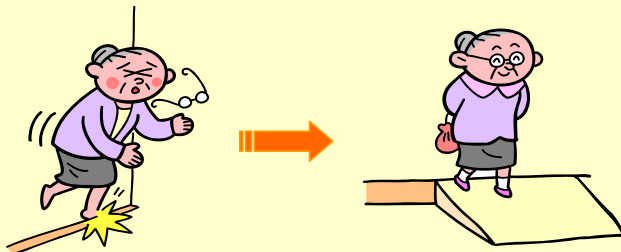
① 手すりの取付け

廊下、トイレ、浴室、玄関などに転倒を防止したり移動するときの補助として、手すりを取付ける工事です。



② 段差の解消

廊下と部屋の段差や、トイレ、浴室、玄関の上がり口、玄関から道路へ出るまでの通路などの段差をなくすために、敷居を低くしたり、スロープを設置（固定）する工事です。



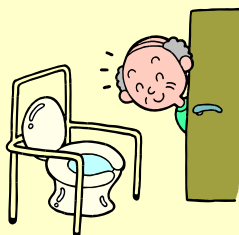
③ 滑りにくい床材など通路面の材料の変更

浴室の床材を滑りにくいものに変えたり、部屋を畳からフローリングなどに変更する工事です。

⑤ 和式便器から洋式便器などへの取替え

ひざの曲げ伸ばしに負担がかかるときは和式便器よりも洋式便器の方がひざへの負担が軽くなります。

洋式便器への取替えには暖房便座（便器に取付けられたもの）なども含みますが、次の場合は対象となりません。



【対象外の例】

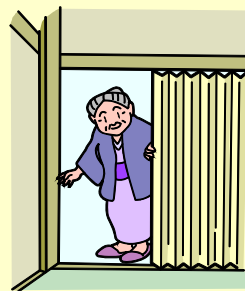
- 和式便器に据え置きの腰掛け便座を置く
〔⇒福祉用具の購入の対象となります〕



④ 扉・ドアノブなどの取替え

開き戸を引き戸やアコーディオンカーテンなどへ取替える工事です。

握力がないためドアノブが重くてドアが開けられないときなどのドアノブの変更も対象となります。



⑥ ①～⑤の改修にともなって必要となる工事

- 手すりの取付けのための壁の下地補強など
- 浴室の床の段差解消にともなう給排水工事など
- 床材変更のための下地の補修、補強など
- 扉の取替えにともなう壁や柱の改修など

「住宅改修が必要かな？」と思ったら、まずは、あなたの担当のケアマネジャーとよく相談しましょう！

住宅改修の手続きは・・・

工
事
の
前

① ケアマネジャーと相談

担当のケアマネジャーに相談し、心身の状態や住居の状況に応じて必要な工事を把握してもらいましょう。
(事前申請にはケアマネジャーの「住宅改修が必要な理由書」が必要になります。)

② 施工業者の決定・見積り依頼

信頼できる業者を選びましょう。複数の業者を比較検討するのも良い方法です。

(例)
着工前の写真



③ 市へ『事前届出書』を提出

着工前に、事前届に係る書類一式を市の介護保険課へ提出します。
【書類一式】住宅改修費事前届出書・住宅改修が必要な理由書・工事費見積書
着工前の写真(日付入り)・完成予定図・平面図 など

工事の実施

<注意> ○施工場所や材料を変更するとき(手すりの形状変更など)は、必ず市へ変更の届が必要です。
○事前届にない工事をしたときは、住宅改修費が支払われないことがあります。

工
事
の
後

④ 工事費の支払い

工事完成後、施工業者に工事費の全額を支払います。

(例)
完成後の写真



⑤ 市へ『支給申請書』を提出

支給申請に係る書類一式を市の介護保険課へ提出します。
【書類一式】住宅改修費支給申請書・工事費内訳書
完成後の写真(日付入り)
領収証の原本(宛先に利用者本人の名前(フルネーム)が入ったもの)

⑥ 住宅改修費の支給

市の審査後、20万円を限度に工事費の9割(18万円まで)が支給されます。
支給申請書に記載された口座(原則、利用者本人の口座)に入金します。

※住宅改修費の支給を受けるためには、改修工事を行う前に市の介護保険課へ事前届出書を出さなければなりません。また、着工後や工事完了後の住宅改修費支給申請は受付られませんので、ご注意ください。

住宅改修に関するお問い合わせは・・・

介護保険課

(084) 928-1166

住宅改修の手続きは、介護保険課窓口のほか、次の各支所保健福祉担当窓口でもできます。

松永保健福祉課

(084) 930-0410

神辺保健福祉課

(084) 962-5505

北部保健福祉課

(084) 976-8803

新市支所

(0847) 52-5515

東部保健福祉課

(084) 940-2572

沼隈支所

(084) 980-7704